

平成29年4月1日(受診分)から 母子及び父子家庭等医療費助成 自動償還払いがスタートします!

母子及び父子家庭等医療費助成とは?

母子家庭や父子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を促進し、母子家庭等の福祉を図る医療費助成です。

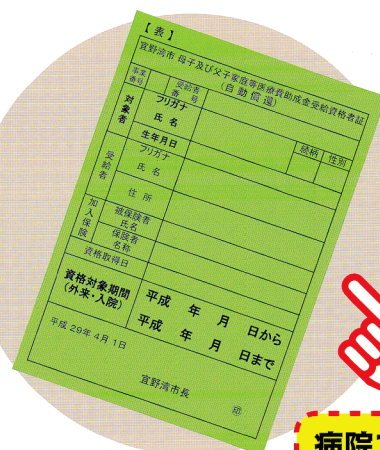
自動償還払い方法は?

県内医療機関で受診
(歯科・調剤薬局を含む)

1 対象者の受給資格者証を提示。

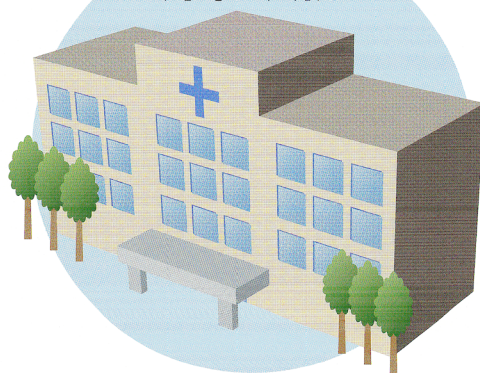
2 医療費を医療機関窓口で支払う。

3 受診日の翌々月に指定の口座に振り込まれます。



病院でカード
を必ず提示
してください

外来・入院



※自動償還払い導入に伴い、受給資格者証が世帯方式から個人方式に変わります。
※対象者の方には、平成29年3月末までに新しい受給資格者証が郵送で届きます。